

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



国民健康保険団体連合会規約例の一部改正等について

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日付け保発第0529007号厚生労働省保険局長通知）別添「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」等に基づき、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が国民健康保険の保険者と出産育児一時金の直接支払に係る業務委託契約を締結し、医療機関等への支払等に係る事務を実施すること、及び「平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について」（平成21年8月3日付け老発0803第1号厚生労働省老健局長通知）別紙「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」に基づき、国保連が都道府県と介護職員処遇改善交付金の支払に係る業務委託契約を締結し、介護事業者への支払等に係る事務を実施すること等に伴い、国保連規約例等を下記のとおり改正することとしたので、その旨御了知の上、貴管内国保連及び保険者への周知等に御配慮願いたい。

記

- 1 国民健康保険団体連合会規約例及び国民健康保険診療報酬審査委員会規程例について（昭和34年保発第6号厚生省保険局長通知）の一部改正
国民健康保険団体連合会規約例について、当分の間の新たな国保連の事務として出産育児一時金等の医療機関等への支払等に係る事務及び介護職員処遇改善交付金の支払に係る事務を追加する等の改正を、別添1のとおり行うものであること。
- 2 国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについて（昭和39年保発第2号厚生省保険局長通知）の一部改正
別表の診療報酬審査支払特別会計の歳入歳出の表に出産育児一時金等に関する支払勘定を追加する等の改正を別添2のとおり行うものであること。
- 3 国民健康保険団体連合会規約例の一部改正等について（昭和47年保発第49号厚生省保険局長通知）の一部改正
国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則例について、別添3のとおり改正を行うものであること。

国民健康保険団体連合会規約例の一部を改正する規約例

国民健康保険団体連合会規約例(昭和三十四年保発第六号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第六条各項」の下に「、第六条の二並びに第六条の三第一項及び第二項」を加える。

附則第七項中「及び前項に」を「、第六条の二、第六条の三第一項及び第二項並びに前項に」に改める。

附則に次の二項を加える。

(出産育児一時金等の医療機関等への支払等に係る事務)

8 この連合会は、当分の間、第六条各項、第六条の二、第六条の三第一項及び第二項並びに前二項に掲げる事業のほか、平成二十一年五月二十九日保発第〇五二九〇〇七号厚生労働省保険局長通知別添「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」による出産育児一時金等の医療機関等への支払等に関する事務を行う。

(介護職員処遇改善に関する事務)

9 この連合会は、当分の間、第六条各項、第六条の二、第六条の三第一項及び第二項並びに前三項に掲げる事業のほか、平成二十一年八月三日老発第〇八〇三第一号厚生労働省老健局長通知別紙「「介護職員

処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」による介護職員処遇改善交付金の支払に関する事務を行う。

附 則

この規約は、平成二十一年十月一日から施行する。

国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについての一部改正

国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについて（昭和39年1月20日保発第2号）の一部を次のように改正する。

第1項中「及び公費負担医療に関する診療報酬支払勘定」を「、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定及び出産育児一時金等に関する支払勘定」に改める。

別表診療報酬審査支払特別会計の業務勘定の歳入及び歳出の表を次のとおり改める。

診 療 報 酬 審 査 支 払 特 別 会 計

(業務勘定)

歳入

款	項	目
1 手 数 料	1 手 数 料	1 国民健康保険診療報酬審査支払手数料 2 老人保健診療報酬審査支払手数料 3 児童福祉審査支払手数料 4 自立支援審査支払手数料 5 療養介護審査支払手数料 6 精神保健審査支払手数料 7 感染症結核審査支払手数料 8 原爆医療審査支払手数料 9 戦傷病者審査支払手数料 10 母子保健審査支払手数料 11 特定疾患審査支払手数料 12 小児慢性審査支払手数料 13 レセプト電算処理システム手数料 (14 福祉施設措置審査支払手数料) 14 (15感染症審査支払手数料) 15 (16石綿医療審査支払手数料) 16 (17肝炎医療審査支払手数料)
	2 事 務 費	1 出産育児一時金等支払事務費
2 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金	1 国民健康保険金 団体連合会補助金
3 都 (道府県) 支 出 金	1 都 (道府県) 補 助 金	1 何 補 助 金
4 財 産 収 入	1 積立金運用収入 2 物品売払収入	1 利子及び配当金 1 物品売払収入
5 繰 入 金	1 他 会 計 繰 入 金 2 積立金繰入金	1 何 会 計 繰 入 金 1 積立金繰入金 2 レセプト電算処理システム積立金繰入金
6 繰 越 金	1 繰 越 金	1 繰 越 金
7 諸 収 入	1 諸 収 入	1 延滞金 2 預金利息 3 レセプト電算処理システム積立金 4 雑 子 入

歳出

款	項	目
1 総務費	1 審査支払管理費	1 一般管理費 2 研修修一時金 3 出産育児一時金 支払管理費
2 審査委員会費	1 審査委員会費	1 審査委員会費
3 特別審査負担金	1 特別審査負担金	1 特別審査負担金
4 レセプト電算処理システム特別分担金	1 レセプト電算処理システム特別分担金	1 レセプト電算処理システム特別分担金
5 積立金	1 積立金	1 退職積立金 2 レセプト電算処理システム積立金 3 何積立
7 レセプト電算処理システム費	1 レセプト電算処理システム費	1 レセプト電算処理システム費
7 予備費	1 予備費	1 予備費

備考 繰上充当を行う連合会にあたっては、「積立金」の次に(款)繰上充用金
(項)繰上充用金(目)繰上充用金を加えること。

別表診療報酬審査支払特別会計の（公費負担医療に関する報酬等支払勘定）の次に「(出産育児一時金等に関する支払勘定)」を次のとおり加える。

(出産育児一時金等に関する支払勘定)

歳入

款	項	目
1 出産育児一時金等受入金	1 出産育児一時金等受入金	1 出産育児一時金等受入金
2 都（道府県）支出金	1 都（道府県）補助金	1 何 補 助 金
3 繰 越 金	1 繰 越 金	1 繰 越 金
4 諸 収 入	1 諸 収 入	1 延 滞 金 子 入 2 預 金 利 3 雑
5 借 入 金	1 借 入 金	1 借 入 金

歳入予算に係る節の区分

款 の 区 分	節
出産育児一時金等受入金	1 現 年 分 2 未 収 繰 越 分
その他の歳入科目	目 と 同 じ

歳出

款	項	目
1 出産育児一時金等支出金	1 出産育児一時金等支出金	1 出産育児一時金等支出金
2 借 入 金 償 還 金	1 借 入 金 償 還 金	1 元 金 子 費 2 利 3 借 入 諸
3 予 備 費	1 予 備 費	1 予 備 費

別表介護保険事業関係業務特別会計の（業務勘定）の歳入及び歳出の表を次のとおりに改める。

介 護 保 險 事 業 関 係 業 務 特 別 会 計

(業務勘定)

歳入

款	項	目
1 手 数 料	1 手 数 料	1 介 護 給 付 費 審 査 支 払 手 数 料 2 身 体 障 害 審 査 支 払 手 数 料 3 精 神 障 害 審 査 支 払 手 数 料 4 生 活 保 護 審 査 支 払 手 数 料 5 感 染 症 結 核 審 査 支 払 手 数 料 6 原 爆 医 療 審 査 支 払 手 数 料 7 特 定 疾 患 審 査 支 払 手 数 料 8 先 天 性 血 液 凝 固 因 子 障 害 審 査 支 払 手 数 料 9 原 爆 訪 問 介 護 審 査 支 払 手 数 料 10 原 爆 施 設 介 護 審 査 支 払 手 数 料 11 特 別 対 策 審 査 支 払 手 数 料 12 水 俣 病 總 合 対 策 審 査 支 払 手 数 料 13 メ 子 ル 水 銀 研 究 事 業 審 査 支 払 手 数 料 14 有 機 ヒ 素 緊 急 措 置 事 業 審 査 支 払 手 数 料 15 石 綿 救 済 審 査 支 払 手 数 料 16 中 国 残 留 邦 人 等 審 査 支 払 手 数 料 17 共 同 处 理 事 務 手 数 料
2 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金	1 国 民 健 康 保 險 団 体
3 都 (道 府 県) 支 出 金	1 都 (道 府 県) 補 助 金 2 都 (道 府 県) 委 託 料	1 何 補 助 金 1 介 護 職 員 処 遇 改 善 交 付 金 支 払 委 託 料
4 負 担 金	1 負 担 金	1 負 担 金
5 主 治 医 意 見 書 料	1 主 治 医 意 見 書 料	1 主 治 医 意 見 書 料 受 入 金 2 認 定 調 査 委 託 料 受 入 金
6 介 護 職 員 処 遇 改 善 交 付 金 受 入 金	1 介 護 職 員 処 遇 改 善 交 付 金 受 入 金	1 介 護 職 員 処 遇 改 善 交 付 金 受 入 金

7 財 産 収 入	1 積立金運用収入	1 利子及び配当金
	2 物品売却収入	1 物品売却収入
8 繰 入 金	1 一般会計繰入金	1 一般会計繰入金
	2 積立金繰入金	1 積立金繰入金
	3 何繰入金	1 何勘定繰入金
9 繰 越 金	1 繰越金	1 繰越金
10 諸 収 入	1 諸収入	1 延預雑金滞利金子入
		2
		3
11 借 入 金	1 借入金	1 借入金

歳出

款	項	目
1 総 務 費	1 審査支払管理費	1 一般管理費 2 研 修 費
	2 介護サービス費 苦情処理管理費	1 一般管理費 2 研 修 費
2 審査委員会費	1 審査委員会費	1 審査委員会費
3 介護サービス	1 介護サービス費 苦情処理委員会費	1 介護サービス費 苦情処理委員会費
4 国保中央会負担金	1 国保中央会負担金	1 国保中央会負担金
5 主治医意見書料金	1 主治医意見書料金	1 主治医意見書料金

6 介護職員処遇改善 交付金支出金	1 介護職員処遇改善 交付金支出金	1 介護職員処遇改善 交付金支出金
7 積立金	1 積立金	1 退職積立金 2 何積立金
8 借入金償還金	1 借入金償還金	1 元利借入諸 2 借入諸 3 借入諸
9 諸支出金	1 諸支出金	1 何支出金
10 予備費	1 予備費	1 予備費

国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部を改正する診療報酬審査支払特別会計経理規則例

国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則例（昭和四十七年保発第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び公費負担医療に関する診療報酬支払勘定」を「公費負担医療に関する診療報酬支払勘定及び出産育児一時金等に関する支払勘定」に改める。

第三条に次の一項を加える。

4 出産育児一時金等に関する支払勘定においては、出産育児一時金等の支払いのための受入金、都道府県支出金、借入金及び附属雑収入をもってその歳入とし、出産育児一時金等の支払いのための支出金、借入金の償還金及び利子並びに附属諸費をもってその歳出とする。

附 則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。